

野焼き禁止について

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶、ブロック等で作った囲い、地面や地面を掘った穴などで燃やすこと(野焼き)はできません。

野焼きは、煙、すす、悪臭等により、近隣住民に迷惑をかけるばかりでなく、健康や生活環境への影響も心配されます。また、火災の原因にもなりますので、絶対に行わないでください。

公益上、社会慣習上やむを得ない場合等は例外となりますが、周辺への配慮や近隣住民から苦情がくるときは指導の対象となります。

家庭から出るごみは、燃やさずに、分別をして、決められた日に決められた場所に出してください。



(焼却禁止) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

問 野木町生活環境課環境リサイクル係 Tel 57-4131

〈裏面もご覧ください〉

回 覧

犬猫のルールやマナーについて

～近所に嫌われないためのルールとマナー～

○犬を飼うための注意事項

- ①散歩中の「フン」は必ず持ち帰る。
- ②放し飼いはしない。散歩の時は犬を放さない。
- ③むだ吠えをしないように、しつけをする。
- ④登録（生涯1回）・狂犬病予防注射（年1回）をし、鑑札・注射済票を着ける。



○猫を飼うための注意事項

- ①所有者がわかるように名札を着ける。
- ②不妊去勢手術をして飼う。
- ③完全に室内飼育をする。
- ④きちんとワクチンを接種して飼う。



○ペットが地域社会の中で受け入れられるためには、飼い主がルールとマナーを守ることが大切です。他人に不快な思いをさせないように、適正に飼養するよう努めましょう。

ペットの飼い方等のご相談 栃木県動物愛護指導センター

(TEL028-684-5458)

問 野木町生活環境課環境リサイクル係 TEL57-4131

〈裏面もご覧ください〉